

真狩村山菜採り等遭難事故防止対策要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、真狩村内における山菜採り等遭難事故（以下「遭難事故」という。）の予防及び遭難事故が発生した場合の対応について必要な事項を定めることにより、遭難事故の防止を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱による遭難事故とは、自然発生を原因とする場合を除き、村内において山菜採りや山歩き等で道に迷うなど、下山予定時刻を経過しても戻らず、家族等から捜索を要請される出来事をいう。

(責 務)

第3条 村は、関係機関と連携して遭難事故防止のため広報媒体を活用した啓発活動など諸施策を講ずるものとする。

2 山菜採り等を行う者は、遭難事故を未然に防止するため、本人及び同行者の安全確保に最大限の注意を払わなければならない。

(施 策)

第4条 村は、遭難事故を防止するため関係機関と連携し、広報誌等で周知を図るとともに、啓発看板等による啓発を行うほか、山菜採り等を行う者に対して必要に応じ、注意、指導を行うものとする。

(費用弁償)

第5条 村は、遭難事故防止のための諸施策を講じたにもかかわらず、遭難事故が発生し、関係機関の初動捜査においても遭難者が発見されない場合において、遭難者の家族（以下「家族等」という。）の要請により、引き続き捜索救助活動を継続したときは、当該活動に要した次の費用の弁償を求めることができる。

(1) 捜索救助活動従事者等に供した食料費

(2) 捜索に直接要した消耗品費

2 村長は、前項に定める捜索費用（以下、この項において「費用」という。）について、家族等が次の各号に掲げる事情のいずれかに該当し、費用の負担が困難であると認める場合は、当該費用の額を減額し、又は免除することができる。

(1) 真狩村に住所登録している者

(2) 生活保護世帯に属する者

(3) その他、村長が特別の事情あると認める者

(補 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、交付の日から施行する。

(第4条関係)

広報まっかり、真狩村ホームページ等による周知。

啓発看板の設置（数箇所）

(第5条関係)

食料費とは、捜索従事者への弁当、飲み物、炊き出しの材料代等

消耗品費とは、捜索にかかる諸経費（軍手、電池、携帯用カイロ等）

(啓発看板例)

山菜採りをする方へ

遭難事故が発生した場合、

捜索費用が請求される場合があります。！！

羊蹄山を含むニセコ山系では、山菜採りなどで遭難するケースが多く見られます。

遭難事故の初動捜査以後の捜索活動については、**捜索費用を本人、又は家族等へ請求させていただくことがあります。**

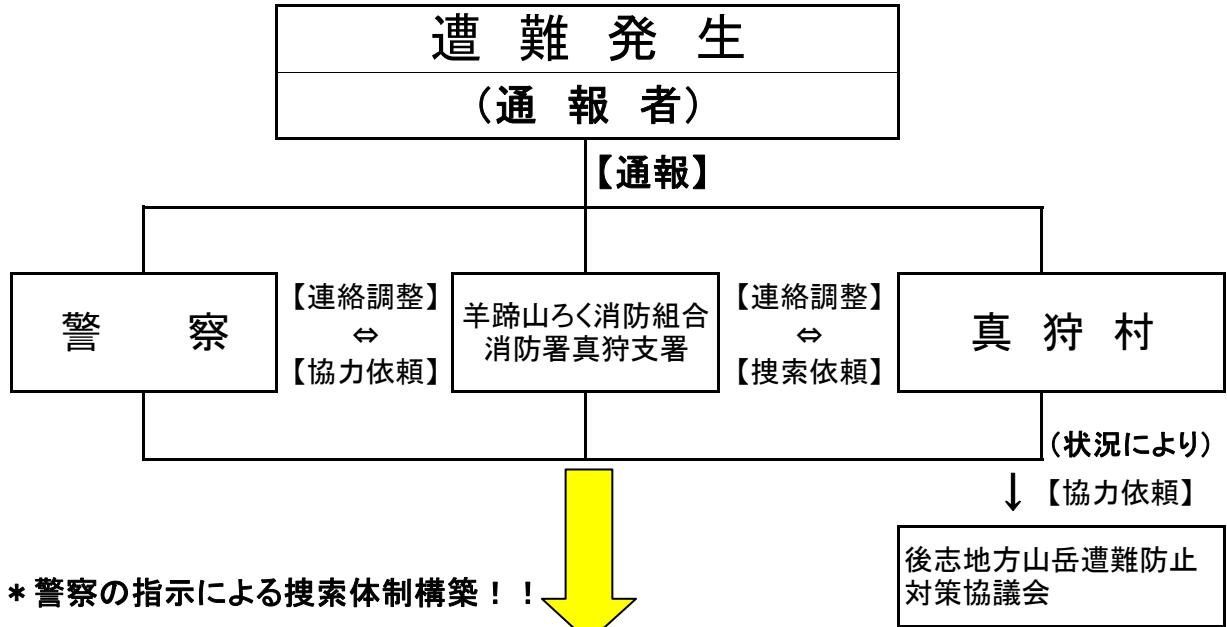
単独での入山や山奥へは入らないなど、安全に注意して事故のないようお願いします。

～真 狩 村～

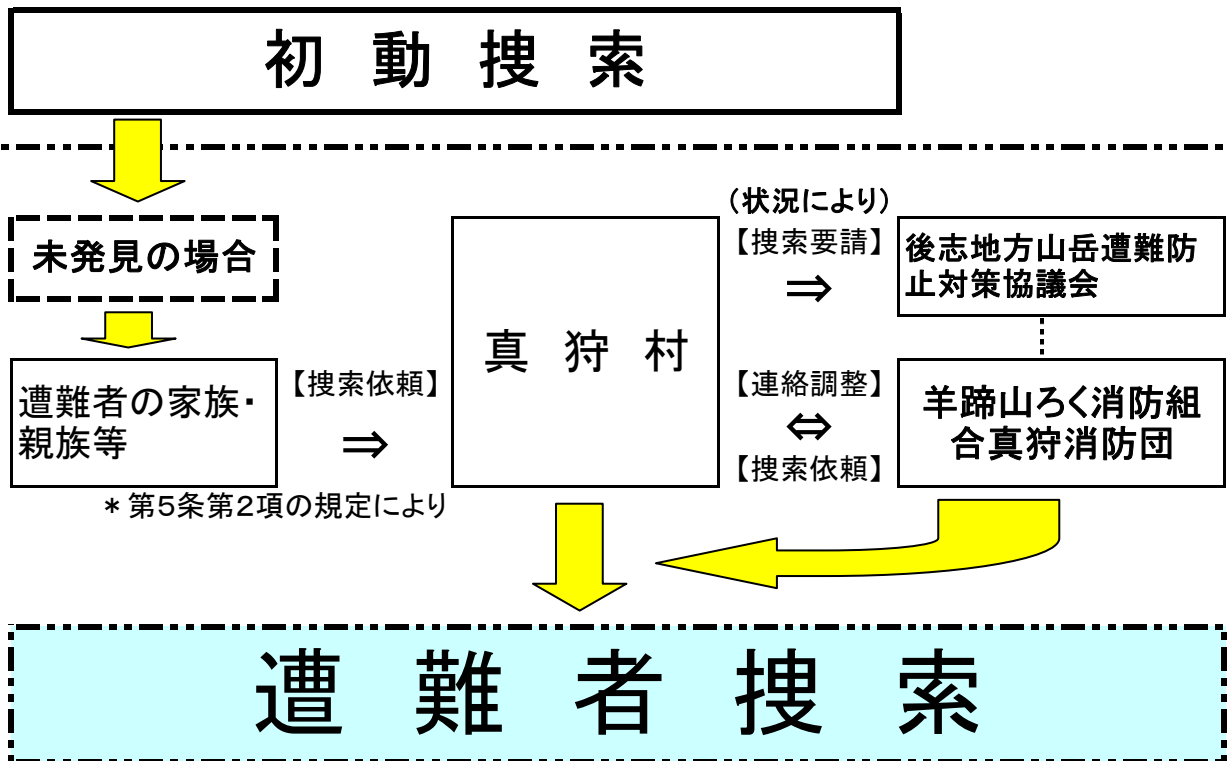
真狩村山菜採り等遭難事故防止対策要綱に係る資料

真 狩 村	1. 広報媒体を活用した啓蒙活動(真狩村ホームページ、広報まっかり等)
	2. 啓発看板の設置
	3. 必要に応じ、注意・指導の実施

(●上記、対策にも関わらず遭難が発生した場合)



(警察、消防職員等による捜索。必要に応じ、真狩消防団員・役場職員も含む)



●第5条の規程により、

捜索に費やした食糧費、消耗品費を請求する場合あり